平成２１年（フ）第１２９８号
北九州市小倉北区泉台３丁目８番12号
破産者　田嶋　　昇
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１９号
大分県佐伯市常盤西町10番21号、従前の住所大分市大字森816番地８
破産者　横山　　孝
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
北海道帯広市自由が丘１丁目１番地７
破産者　井上　隆由
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第７６号
大分県佐伯市大字鶴望4422番地、開始決定時の住所大分県佐伯市東町11番13号
破産者　浦邊　典人
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
鹿児島県西之表市西之表6386番地　市住５－303
破産者　下村　祥一
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２号
熊本県山鹿市蒲生1596番地
破産者　井垣　賢治
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２０年（フ）第８３号
宮崎県日南市園田２丁目６番11号、破産手続開始時の住所宮崎県日南市大字星倉167番地６
破産者　山下由美子
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第２３号
宮崎県日南市大字平野754番地
破産者　宮下　雄孝
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１５５０号
札幌市北区新琴似６条16丁目２番28号　作田方
破産者　鯨岡千加子
1　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
2　一般調査期日　平成22年10月12日午前11時
平成22年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
神奈川県川崎市麻生区高石３丁目24番４号グランドハイツ202、開始決定時の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保855番地194
破産者　鈴木　晃伸
1　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
2　一般調査期日　平成22年10月13日午後２時20分
平成22年８月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５５５号
大阪市淀川区西中島７丁目１番１号
破産者　アーク株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
2　一般調査期日　平成22年11月４日午後４時
平成22年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１７号
山口県下関市大和町２丁目４番６号
破産者　西進興業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年10月５日まで
2　一般調査期日　平成22年11月５日午前11時10分
平成22年８月６日
山口地方裁判所下関支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２０２号
山口県宇部市大字際波446番地の７
破産者　有限会社大高特殊塗装
異議申述期間　平成22年９月13日まで
平成22年８月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６４号
鹿児島県指宿市開聞川尻5450番地７
破産者　有限会社源生牧場
異議申述期間　平成22年10月８日まで
平成22年８月９日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
宮崎県延岡市中島町３丁目360－１、住民票上の住所宮崎県延岡市桜ケ丘１丁目２番地５
破産者　馬原　誠治
異議申述期間　平成22年10月12日まで
平成22年８月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０７２号
東京都港区東新橋１丁目１番16号
清算株式会社　株式会社エトリーム
代表清算人　岩丸　豊紀
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２３号
名古屋市北区丸新町27番地の１
清算株式会社　スリーアロー株式会社
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第３２号
高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社穴吹工務店
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成22年８月６日から平成22年９月24日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月31日
平成22年８月６日
東京地方裁判所民事第８部